

企業系統 十二

使用労働者 三十五名

三労働者側

争議参加者 男十七名

加盟労働組合 徳同盟中央合同労働組合

争議参加者中組合加盟者 全負

四争議発生、時

五月三十日

五争議発生原因

事業主側ニアリテハ、基金係小松止カ成績甚ニク不良ナル故ヲ

以テ給料、値下ヲ内示シタルニ小松ハ、反抗的態度ニ出ラタル

ヲ以テ本年四月三十日解雇ヲ申渡シタル事也

六要求事項

別記ノ通

七経過

(一)労働者側

小松止ハ解雇ノ申渡シヲ受ケタル為ニ徳同盟神田出張所ニ至

リ同出張所書記林主順ノ指導ニヨリ徳同盟ニ加盟シ組合員

十七名ヲ獲得シテ共同會本部ヲ組織シ、同日前項ノ要

求書ヲ提出シタルニ事業主側答ハ、即答ヲ避ケテ

一応理事會ニ諮リタル上回答ヲ為スヘシト述ハタル為ニ小

松止外十六名ハ徳同盟神田出張所ヲ争議團本部トシテ籠

城セリ

(二)事業主側

事業主側ニアリテハ、従業員中労働組合加盟者アルヲ甚ニク

忌憚シ切崩シニヨリ、壊滅セシメント、意圖アリシヲ特種ノ

対策ヲ施サス

八交渉状況 茲解決状況